

令和8年度 いたみまちかど測定会 実施要領

(目的)

- ・生活習慣病対策及びフレイル予防等に必要な体脂肪・筋力等の状態を市民自らが把握する機会を増やす。
- ・測定結果をもとにした食事や運動といった生活習慣の見直しを通じて、市民の自主的な健康づくりの取組を推進する。

(概要)

自主的に市内で健康づくりを応援している団体に対して伊丹市（以下、「市」という。）が測定機器の貸出を行うことにより、市民の身近な場所で気軽に参加できる測定会の開催を支援する。

(基準)

本測定会は健康づくりについて市民の関心を高めるものであると同時に、市民自らの健診等受診を促すものでなければならない。

※ 健診等・・・特定健診等（高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び健康増進法施行規則第4条の2第4号にもとづくものをいう。）及びがん検診等（健康増進法第19条の2にもとづく健康増進事業をいう。）

(種類及び対象者)

測定の種類は体組成とし、対象者は20歳以上の者（当該年度内に20歳に達する者を含む）とする。

(実施団体)

以下のいずれかの要件を満たすもので、市が選定したもの。

- ・市より熱血！いたみ健康づくり応援団として登録を受けたもの
- ・伊丹市内の地域包括支援センター

(実施責任者)

測定会の責任者には、保健師、栄養士、看護師、薬剤師、社会福祉士、主任ケアマネージャー、健康運動指導士等その他保健・医療・福祉に係る専門的資格を有する者を充てなければならない。

(実施期間及び実施場所)

実施期間は令和8年4月から令和9年3月の間において、伊丹市が指定した期間とし、

実施場所は実施団体の事業所、活動拠点等とする。

(使用する機器)

体重・体脂肪率・筋肉量・B M I が計測できるもの（次段貸出機器、又はこれに準ずるもの）とする。

(貸出機器等)

- ・貸出機器：体組成計（TANITA 製 型番 DC-430A-N セパレートタイプ）
- ・機器の稼働に必要な消耗品：プリント用ロール紙

(実施団体が負担する費用等)

- ・貸出機器、消耗品の補充に必要な資材については無償とする。
- ・人員調達及びその他経費については実施団体の負担とする。

(市と実施団体の役割分担)

・市の役割

測定会の全般的な広報

体組成計等、測定機器の貸出

測定結果説明チラシの作成

健診等受診勧奨用チラシ等の作成

・実施団体の役割

測定会に係る問い合わせ対応（日時、場所、時間帯、その他催し物の内容等）

測定会の準備・運営・監督

測定結果説明・健診等受診勧奨

実績報告（測定会実施後、所定の様式により翌日までに提出のこと。）

(測定会の運営)

(1) 禁止事項

以下の者は、測定に際して重大な事故となる可能性等があるため測定してはならない。

- ・ペースメーカー等、医療用電気機器を装着した者
- ・自力で立てない者（充分なサポートができる者が測定を支援できる場合を除く）
- ・感染症が疑われる者

(2) 貸出機器の使用

- ・市より機器の貸出を希望する場合は、計器であることに鑑み、運搬等については自動車によること（移動については台車の使用が望ましい）。設置・取扱については別紙「測定の手引き」、又は取扱説明書を参照し、充分な注意のもと行うこと。

- ・実施団体の故意、又は明らかな過失による機器（付属品を含む）の破損については、修理に要した費用、又は代替の機器調達に要した費用等を金銭をもって弁償しなければならない。但し、経年劣化等が認められる等その他の場合についてはこの限りではない。
- ・貸出期間は測定会当日と前後1日を合わせた日数とする。測定会の実施日が市役所閉庁日の場合は測定会直前の開庁日から直後の開庁日までを貸出期間とする。
- ・返却時には、別紙チェックリストにより付属品がそろっていることを確認し、受取時と同様の梱包を行うこと。

(3) 測定結果説明

体重・体脂肪率・筋肉量・BMIの4項目（市より機器の貸出を受ける場合は内臓脂肪レベルを加えた5項目）について、市で作成する測定結果説明チラシを用いて行うこと。参加者より生活習慣等のアドバイスを求められた場合は、責任者の専門的知識の範囲内でアドバイスを行うこと。

(4) 健診等受診勧奨

市が作成するチラシ等を配布することにより行うこと。

(留意事項)

- ・測定会は実施団体の責任において実施すること。測定会中の事故について市は責任を負わない。
- ・測定会中、実施団体自身の製品・商品販売等商業行為をしてはならない。
参加者の住所・生年月日等個人情報、体組成データその他測定会で得られた情報を商用利用してはならない。
- ・理由の如何を問わず金銭等対価の徴収をしてはならない。
- ・貸出機器の転貸を禁止する。
- ・実施団体の都合による測定会のキャンセルを禁止する。
- ・災害等、不可抗力による測定会のキャンセルについては事業の所管まで速やかに連絡すること。なお、市より参加者に対するキャンセルの通知は原則として実施しない。必要に応じて、実施団体にてキャンセルの旨を通知すること。

(事業の所管)

伊丹市 健康福祉部 保健医療推進室 健康政策課

(その他)

この要領に定めのない事項については、健康政策課長が決定する。

以 上